

第1回非核平和都市宣言起草委員会協議資料

平成22年8月6日(金) 13時30分
京田辺市役所3階305会議室

京田辺市平和都市推進協議会
非核平和都市宣言起草委員会

目 次

非核平和都市宣言起草委員会委員名簿	1
経過及びこれまでの取り組み	2
非核平和都市宣言文の起草について（市長からの依頼文（写））	3
京田辺市非核平和都市宣言イメージ	4
平和推進事業チラシ「平和について考えてみませんか」	5
議題1 京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会 運営要綱等の制定について	7
京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会運営要綱（案）	8
京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会傍聴要領（案）	10
議題3 非核平和都市宣言文の起草方針（案）	12
平和都市宣言決議（昭和60年7月1日京都府京田辺市議会）	13
議題4 起草スケジュール（案）	14
議題5 市民意見募集手法の検討	15
これまでに寄せられた平和メッセージの一部	16

非核平和都市宣言起草委員会委員名簿

委員区分	氏 名	協議会役職	備 考
協議会内 市議会議員委員	水野 恭子	幹事	
協議会内 市議会議員委員	河田 美穂	幹事	
協議会内 市議会議員委員	次田 典子	幹事	
協議会内 各種団体委員	井上 昭弘	副会長	京田辺市文化協会
協議会内 各種団体委員	木元 一志	副会長	京田辺市市政協力員連絡協議会
協議会内 各種団体委員	藤井 重博	幹事	京田辺市小中学校校長会
協議会内 各種団体委員	中川 晋		社団法人山城青年会議所
市民公募委員	藤田 晴子	/	
市民公募委員	村岡 秀子	/	
市職員委員	石田 義樹	/	京田辺市総務部長

(順不同、敬称略)

経過及びこれまでの取り組み

1 経過説明

世界における核兵器廃絶への潮流を受け、そのうねりをさらに高めようと、本年の施政方針において、石井市長が非核平和都市宣言の起草に着手することを表明されました。

起草にあたっては、単に宣言をするというのではなく、宣言を行う過程で市民のみなさんと一緒に平和について考え、平和への思いを高めていただくことが肝要であることから、市議会や市民団体の代表等で構成される京田辺市平和都市推進協議会に宣言文の起草を依頼されました。(P 3 参照)

この依頼に対し、協議会の役員会及び総会で協議した結果、起草委員会を設置し、その委員については、協議会内の委員だけではなく、市民公募を行うこととなり、本日10名の委員をもって起草委員会を設置することとなりました。

2 非核平和都市宣言に向けてのイメージ

非核平和都市宣言が上記のように、市民のみなさんと一緒に平和について考え、平和への思いを高めていただくものとなるよう、協議会では、次のようなイメージを想定しています。

- ・「非核平和都市宣言イメージ」(P 4 参照)

3 これまでの取り組み

平和推進事業チラシ「平和について考えてみませんか」(P 5 参照)を発行し、広報京たなべ7月15号と一緒に各戸配布するとともに、市立小中学校生にも、学校を通じて配布しました。

チラシの中で宣言文の参考にさせていただくための平和メッセージの募集及び平和の折り鶴の提供依頼をしています。



京 総 第 100 号
平成22年(2010年)5月10日

京田辺市平和都市推進協議会
会長 上田 登 様

京田辺市長 石井 明三



非核平和都市宣言文の起草について（依頼）

新緑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市の平和行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年来、世界的に核兵器廃絶への動きが加速する中、世界で唯一の被爆国として、さらに非核平和への取り組みを進めることが重要であります。

このことから、市といたしましては、議会による平和都市宣言決議を踏まえつつ、市民の皆様とともに平和への思いを共有し、核兵器廃絶への決意を高める中で、新たに非核平和都市宣言を行いたいと考えております。

つきましては、長年にわたり本市における平和施策推進の中核として活動していただいております貴会に、このたびの非核平和都市宣言文の起草を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

非核平和都市宣言イメージ

非核平和都市宣言

市民意見の反映

京田辺市平和都市推進協議会で起草案作成

市民の代表である議会議員や市民団体の代表で構成される平和都市推進協議会で宣言文を起草することにより市民意見を反映させる。

幅広い市民意見の反映

市民の平和への思いの発表を通じて宣言に反映

- ・起草委員に協議会委員以外の委員を市民公募等により登用
- ・平和メッセージ等の募集
- ・パブリックコメントの実施

平和への思いを高める

市民がふと平和に思いをはせる取り組みの実施

- ・平和事業啓発チラシ等の活用
- ・平和のつどい・平和展の実施

議題1 京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会運営要綱等の制定について

1 要綱の制定

起草委員会の運営に関し、以下2つの要綱等の制定を提案します。

- ① 京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会運営要綱（案）（P8参照）
- ② 京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会傍聴要領（案）（P10参照）

2 会議の公開及び会議の広報について

京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会運営要綱（案）第4条のとおり会議は公開したいと考えています。

さらに、宣言の起草過程において、市民のみなさんと一緒に平和について考えられるよう、会議の内容などについては、広報京たなべや京田辺市ホームページなどで幅広く広報していきたいと考えています。会議の様子の写真、委員の氏名及び発言内容等の掲載につき、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、報道機関にも積極的に情報提供していきたいと考えています。

京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会運営要綱
(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、非核平和都市宣言起草委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと委員長が判断し、会議に出席する委員の過半数の賛同があった事項については、公開しないことができるものとする。

- 2 会議の予定は、あらかじめ公表するものとする。
- 3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録の作成)

第5条 委員長は、会議の経過及び審議の結果など会議の内容を記録した会議録を作成するものとする。

- 2 会議録を公開することについては、前条第1項の規定に準じる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、委員会において必要があるときは、委員以外の者の出席を

求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会傍聴要領
(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、京田辺市平和都市推進協議会非核平和都市宣言起草委員会運営要綱第4条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の15分前までに所定の場所において自己の住所、氏名を所定の用紙に記入しなければならない。

2 前項の規定において、傍聴しようとする者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。ただし、会議の開催予定時刻の15分前において定員に達していない場合には、会議の開催予定時刻まで先着順により受け付けるものとする。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

2 児童及び乳幼児は、会議を傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 定められた傍聴者席で、静粛に傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしな

いこと。

- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に委員長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 携帯電話等の機器は電源を切り、又は無音状態とすること。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第5条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第6条 委員長は、この要領に違反するときは、傍聴者を退場させることができるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

議題3 非核平和都市宣言文の起草方針（案）

1 確認事項

(1) 題名

題名については、市長からの依頼が「非核平和都市宣言」文の起草であるため、「非核平和都市宣言」を前提に議論することとします。

(2) 起草委員会の役割

起草委員会の役割は、非核平和都市宣言の起草文（案）を作成するための協議をし、起草文（案）を協議会会長に報告することにあるものとします。

(3) 宣言主体

本市には、議会で昭和60年7月1日に決議された平和都市宣言（以下、「昭和60年宣言」といいます。P13参照）がありますが、今回の宣言は、核兵器廃絶への動きが高まるこの時に、今一度、市民のみなさんと平和について一緒に考える中で、市として行われるものです。

2 新宣言文のイメージについて

参考資料 京都府内各市及び最近宣言した各市の平和都市宣言等 参照

平 和 都 市 宣 言 決 議

真の恒久平和は、人類共通の念願である。

しかるに、核軍備の拡張は依然として強まり、世界平和、人類の生存に深刻な脅威をもたらしている。

我々は、世界唯一の核被爆国民として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみをかみしめ、この地球上に再び広島、長崎のあの惨禍を繰り返させてはならない。

ここに我々は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、継承していくことが我々に課せられた責務である。

よって非核三原則の完全な遵守を求め、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を強く訴え、平和都市たることを厳粛に宣言する。

昭和60年7月1日

京都府京田辺市議会

議題4 起草スケジュール（案）

第1回	起草方針、スケジュール、市民意見募集手法等	8月6日
-----	-----------------------	------

第2回開催までのスケジュール

- ・ 第1回起草委員会で新たに市民意見募集等を行うこととなった場合は、終了後、9月30日までをめどに行います。
- ・ 平和メッセージや市民意見募集等の集約ができ次第、各委員に配布いたします。（～10月上旬）
- ・ 第2回起草委員会に向けて、各委員が起草案に盛り込みたいと考えるキーワードや文面及び望ましいと考える形式等を事前に提出いただきます。（～10月中旬）

第2回	起草案に盛り込む概要の検討	10月下旬
-----	---------------	-------

- ・ 起草案に盛り込む概要や骨子を検討いただきます。

第3回開催までのスケジュール

- ・ 第3回起草委員会に提示されるための（仮）起草案（案）が作成されます。

第3回	（仮）起草案（案）の検討	11月中旬
-----	--------------	-------

- ・ （仮）起草案（案）をもとにご協議いただきます。

第4回	（仮）起草案（案）のとりまとめ	11月下旬
-----	-----------------	-------

- ・ 第3回起草委員会で協議いただいた事項にもとづき、（仮）起草案（案）の修正を行い、とりまとめていただきます。

第5回開催までのスケジュール

- ・ 第4回起草委員会終了後、パブリックコメントを行います。（～12月下旬）

第5回	起草案（案）の確定	1月下旬
-----	-----------	------

- ・ パブリックコメントで提出された意見に対する回答、また、（仮）起草案（案）の修正につきご協議いただき、起草案（案）を確定します。
- ・ 第5回起草委員会終了後、委員長から協議会会長に起草案（案）の報告をしていただきます。

議題5 市民意見募集手法の検討

1 平和メッセージ募集

非核平和都市宣言の参考にするため、現在、平和推進事業チラシ「平和について考えてみませんか」において、平和メッセージを募集しています。

(～9月30日)

これまでに、平和への思いにあふれるメッセージが多数寄せられています。(P16参照)

2 他の市民意見募集手法の必要性

宣言文を起草するにあたり、平和メッセージ募集、パブリックコメントの他に市民意見募集等を行う必要があるかの検討。

これまでに寄せられた平和メッセージの一部

『戦争は、勝っても負けても割に合わない。』（勝った側にも表に現れない取り返しのつかない犠牲が伴う。）

人類は、何千年も戦争の歴史をくり返し重ねながら、今だにそのことに気付いていない。目先の損得勘定だけで、国家間が争うのは、もうこの辺で止めよう。それが人類の叡智である。（74歳・男性）

わたしは、戦争の映画や、本を見る、読むたびに、「自分がこの時代に生まれてこなくてよかった」とおもいます。市役所にある「平和都市宣言」のかんばんとかを、みんなでそうじする活動があったらいいとおもいます。1つ1つのこういう活動が大切だとおもいました。（11歳・女性）

えがおで、はきはきとあいてのめをみて「きょうからよろしくね」とやさしいところでいましょう。（6歳・女性）

人として生命の尊さを考え一つ一つの出会いを大切に生きる喜びを感じながら日々を過ごす自然に人は穏やかな心が持てるのではないかと思います。自分の命も人の命も一生涯の中の出会いも尊いものです。平和があたりまえの人生でありたいと思います。（36歳・男性）

※ おことわり

本ページは、ホームページ公開用に修正しました。
実際の協議資料は、提出された平和メッセージの直筆のコピーを住所及びお名前を伏せて添付しました。